資料３

ビル＆キープ方式原則化に向けた移行期間及び激変緩和措置の要否等への意見

2026年11月16日
株式会社アイ・ピー・エス・プロ

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

アジェンダ

1. 移行期間及び激変緩和措置への意見

2. 長期増分費用（LRIC）方式に代わる手法の在り方への意見

3. 新たな構造的片務呼の問題点提起

4. 論点への回答

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

1. 移行期間及び激変緩和措置への意見

① 経緯

第77回会合（2026年1月21日開催）にて
“小規模事業者としての死活問題となりかねずビル＆キープ方式の原則化は許容できません。”と主張しました。特にトラヒックバランスが不均等なケースを例示し※、ビル＆キープの場合に着信側が適切なコストを回収できないというデメリットを指摘しました。

（※A社が定額通話料金（かけ放題）を実施している場合が不均等が起こる要因として考えられますが、
例えば、「A社発信→B社着信」のトラヒックが「B社発信→A社着信」の2倍ある場合、
ビル＆キープにするとB社は着信網コストが回収できない）

また、その後の議論を経たのちの第81回会合（2026年5月19日開催）にて
“小規模事業者においては、接続料収入が失われることとなるため、これに代わる収益構造への転換が求められます。その過程において、円滑な移行ができない事業者が市場から退出せざるを得ない場合も想定されますので、退出事業者に対する一定の配慮措置（例えば、他事業者との相互接続の原状復帰工事費用の控除・減免等）を講じることを望みます。“と意見しました。

更にその後の議論の結果として、双務呼におけるトラヒックバランスの不均等は考慮せず、構造的片務呼のみをビル＆キープの対象外として検討することとし、現在、激変緩和措置の検討が行われていると認識しております。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

1. 移行期間及び激変緩和措置への意見

② 当社の分析

1）ビル＆キープの原則化はそれぞれの設備コストを自社のユーザーからの料金で賄う仕組みであることから通信事業者のビジネスモデルは以下のような環境へ変化すると考えます。

・新たに定額通話料金（かけ放題）サービスを導入する事業者が増える。
・既存事業者が提供している定額通話料金（かけ放題）サービスが大幅値下げされる。
・（特に大手通信事業者の）自社ユーザーの囲い込みが進む。

ビル＆キープの原則化以降は自社ユーザーを囲い込み、（かけ放題サービスを採用することにより）発信トラヒックをいかに増やすかという競争モデルに移行していき、市場の寡占化が進むと思われます。
この競争においては現状多くのユーザー数を持つ大手事業者が競争上有利になると考えます。

2）大手事業者がかけ放題サービスで自社ユーザーを囲い込みを進めると小規模事業者にとっては自社が意図しない状況で起こる着信トラヒック増大に対して設備投資をせざるを得ない、
いわゆる**「掛けられ損」**とういう状況が発生すると思われます。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

1. 移行期間及び激変緩和措置への意見

③ 当社の意見

ビル＆キープを原則化した際に、小規模事業者全体の影響度合いを予測することは不可能です。（どんなサービスが生まれ、どんなサービスが無くなっていくのか等）※当社の影響数値は別途記載。
どのくらいの影響が出るといったことを実データにより確認することは大変重要であり意義があることと考えます。よって影響を事前に確認するために、市場占有の高い例えば第1種および第2種指定電気通信事業者間のみで原則化を先行実施し※ 、実態の検証をするという方策を提案します。
この場合には、いま議論されている形の激変緩和措置は不要ではないかと考えております。

※法律的に原則化を制定をしなくても2者間合意でビル＆キープの採用ができるという現制度のなかでの対応が可能です。

・限定ではあるものの先行実施により発生する諸問題（経営インパクト等）の実データが集まる。
・指定事業者であれば市場ルールの大きな変更で起こる経営インパクトが吸収しやすいと推測できる。
・一方小規模事業者は導入までの一定の時間ができること、大手で導入された結果で起こったことへの対応策の検討に時間をかけることができる。

ルール変化により生まれる事象は机上の議論だけでは想定不可能です。実データから小規模事業者の退出増や音声市場の縮小が加速すると予測される場合には、ビル＆キープ原則化施策自体を見直すこと等の英断も必要だと考えます。

また原則化適用後の**「掛けられ損」**対策として、接続料で設備費用が賄えない場合、セーフティネットにより小規模事業者の退出を防ぐ制度を新たに設けることを提案します。（別頁で説明します）

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

【セーフティネット・新たな制度】の概要（当社からの新提案）

PSTNマイグレーション（マイグレ）以前にNTT東西様を含む各事業者で設定していたトランクポート費用負担という事業者間での仕組みがありました。これを参考にした新たな精算ルールを作ることを提案いたします。

マイグレ開始時に各接続事業者間でセッション数（同時接続数）を設定しております。セッションとはマイグレ前の通話チャネルと機能的に近しいものです。

（具体的なセーフティネット案）
セッション数を一方的に変更する際の工事費（全社共通）を設定し、その費用徴収ができることを標準的な接続ルールとすることにより以下のような効果が期待できます。

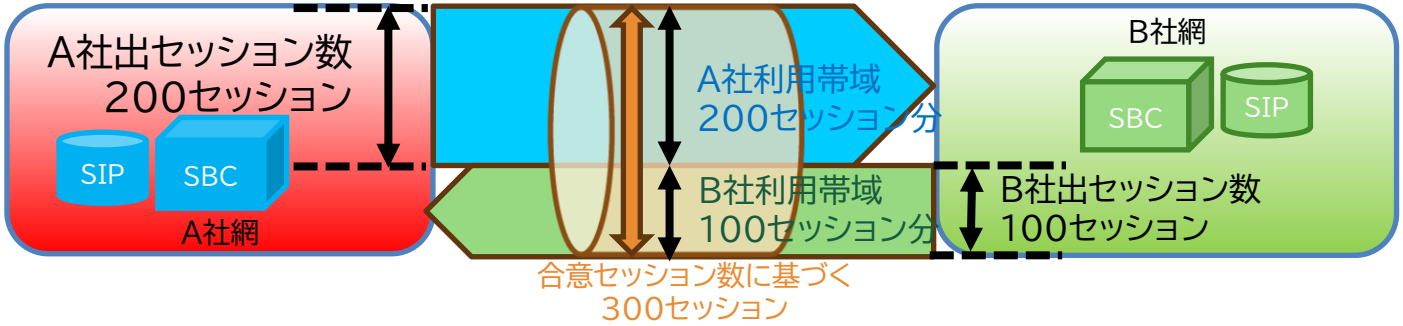
・イニシャル精算ですので事業者間精算にかかるランニングコスト（精算に係る人件費）を増加させることはなくビル＆キープ原則化の趣旨と合致する。
・工事費は全社共通料金とすることで公平な運用ができる。
・新たに2社間で大きくトラヒックが乖離する（出セッション数に大きな開きがでる）場合に、そのコストを工事費として負担する（精算）こととなるため「かけられ損」事業者（多くは小規模事業者）に対する救済が可能となる。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

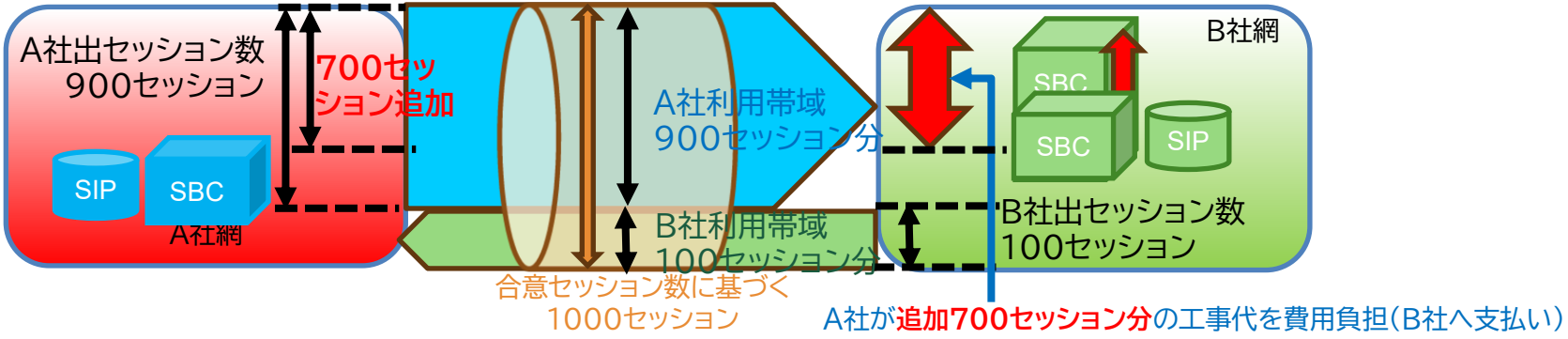
2社間SIPセッション数（出セッション管理）に応じた費用負担制度の導入

発信側出セッション数増加要望に応じた着信側コストを発信側が費用負担する制度

◆ PSTNマイグレ開始時に設定した事業者間のセッション数（現在）



◆ A社がトラフィック増加が見込まれるので、700セッションを追加し900セッションと変更したい場合



Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

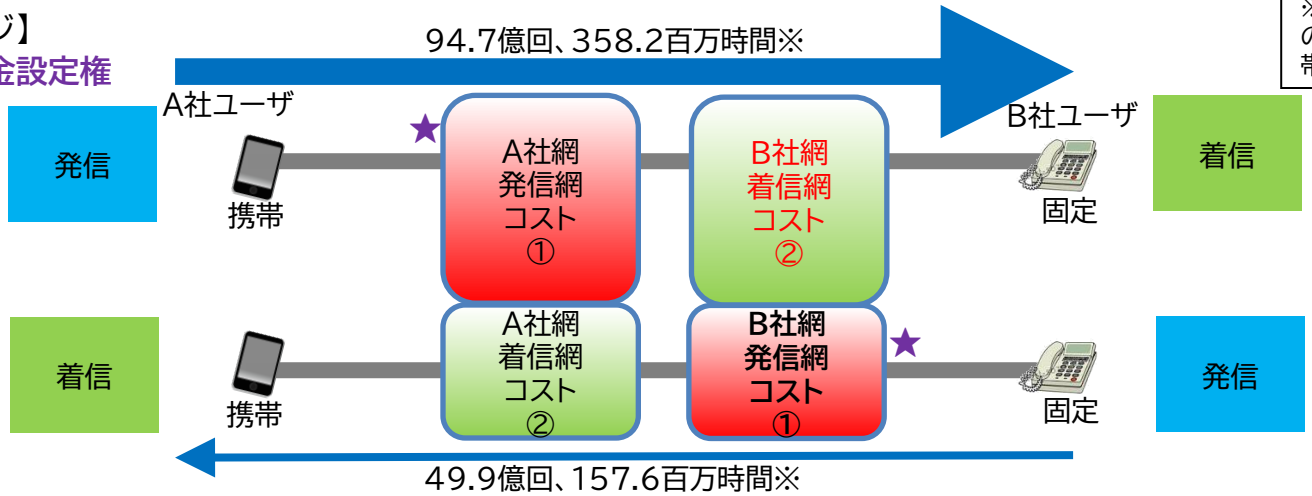
問題点の振り返り（当社が説明してきた着信網設備コスト回収できなくなる構造）

第77回会合（2026年1月21日開催）当社プレゼン資料の改定版

※令和6年度通信量からみた我が国の音声通信利用状況より抜粋した携帯～固定のトラヒック量データ

【イメージ】

★:料金設定権



【現状】

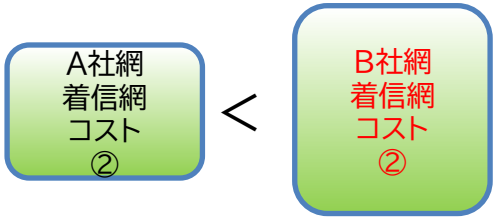
①発信網コスト：ユーザ料金で回収

②着信網コスト：接続料で回収

【ビル＆キープの場合】

①発信網コスト：ユーザ料金で回収

②着信網コスト：当該コストの回収ができなくなる



A社発信：A社着信＝2：1 の場合、B社の着信網コストが大きくなるが、
ビル＆キープとするとB社側は適切なコスト回収ができなくなる。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

2.長期増分費用（LRIC）方式に代わる手法の在り方への意見

① 経緯

第77回会合（2026年1月21日開催）にて
“LRIC方式を直ちに廃止しても問題はありません。”
“廃止後の接続料の算定方式は、実際原価方式（将来原価方式※）が望ましいと考えます。”
（※遡及精算が発生しない方式を求めます）
また、その後の議論を経たのち第81回会合（2026年5月19日開催）にて
“「LRIC方式に代わるベンチマークの在り方」が重要な課題であると認識しております。適用見直しの開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な基準・枠組みを確立することが必要であると考えます。“
更にその後の議論の結果として検討が行われていると認識しております。

② 当社の意見

1）ビル＆キープの対象は一般呼（双務呼）に限られ、構造的片務呼には適用されない認識です。
その場合には事業者間での精算業務が残ります。その際に事業者間の不公平感が起こらない全社で利用できる共通の接続料が必要だという考えです。
2）しかしながら構造的片務呼の取り扱いや精算方法が決まっていない現段階では、上記に関しても確定させることは難しいと理解しております。

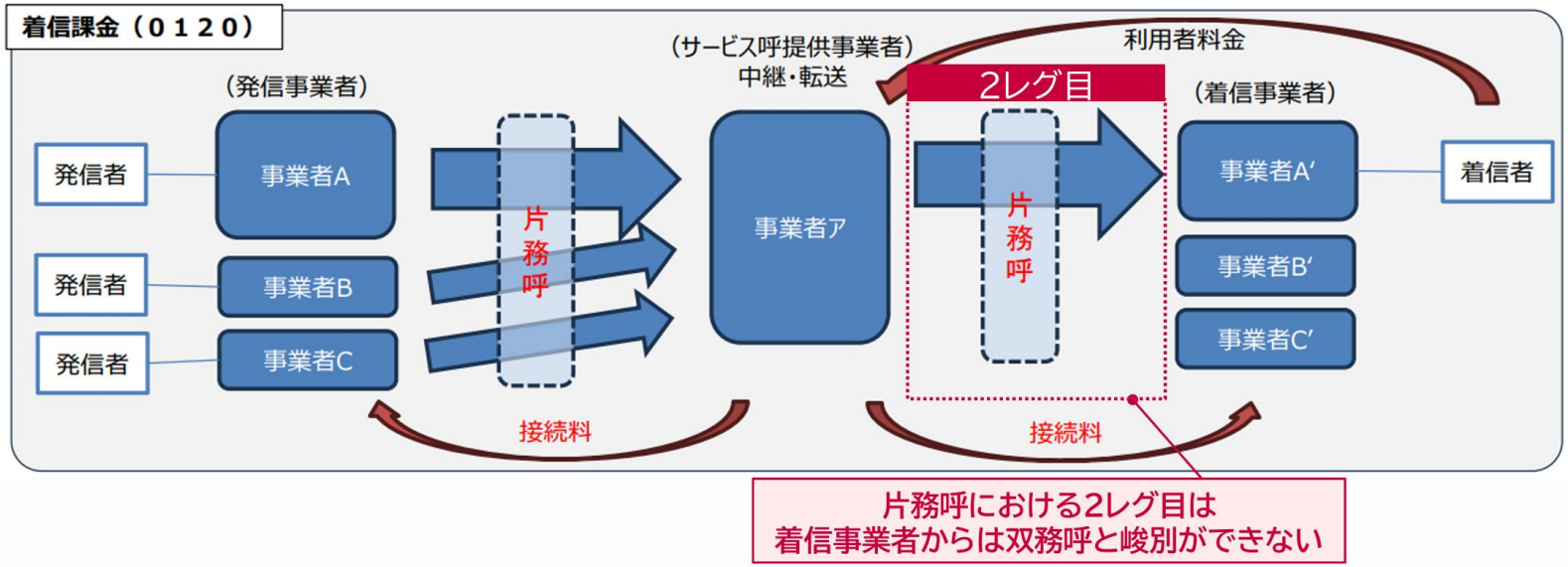
Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

3. 新たな構造的片務呼の問題点提起

第86回会合（2026年10月27日開催）にて
NTTドコモ様が指摘されたサービス呼における第2呼が双務呼との峻別ができないということに加え、
更に議論が必要と思われる呼の形態が存在していることを提起させていただきたい。

ドコモ様のご指摘

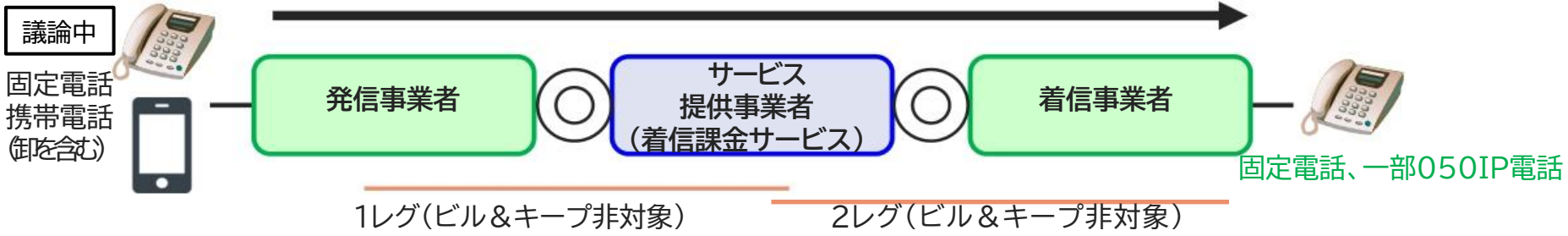
＜本委員会第78回における事務局資料＞



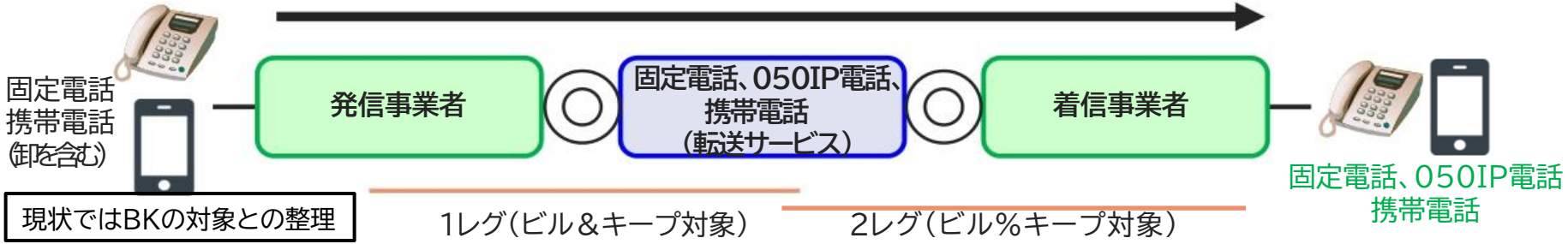
Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

3. 新たな構造的片務呼の問題点提起

◆ 構造的片務呼を議論するビル＆キープ方式原則化に関する課題検討会でリストアップされた着信課金サービスのコールフロー



◆ 新たな取り扱いの議論を要すると思われる構造的片務呼とすべき転送サービスのコールフロー



着信課金サービスと転送サービスのコールフロー形態は類似します。転送サービスを全てビル＆キープの対象として扱うと着信課金サービスがコスト上では一方的に不利となります(例えば固定電話や050IP電話でコールセンター受付をし、他の拠点へ着信転送する転送サービスの場合、機能的には着信課金サービスと類似したのものを提供できますが、接続料が一切不要となります)。そのため転送呼は1レグ目、2レグ目ともビル＆キープの対象とするべきではなく、着信課金呼と同じ取り扱いにすべきだと考えます。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

4. 論点への回答

1. 移行期間及び激変緩和措置への意見

赤枠内構成員限り

項番	項目	回答
1-1	ビジネスモデルや料金戦略の見直し	ビル＆キープの原則化以降は自社ユーザーを囲い込み、（かけ放題サービスを採用することにより）発信トラヒックをいかに増やすかという競争モデルに移行していき、市場の寡占化が進むと思われます。この競争においては現状多くのユーザー数を持つ大手事業者が競争上有利になると考えます。当社における影響は[redacted]となります。 大手事業者がかけ放題サービスで自社ユーザーを囲い込みを進めると小規模事業者にとっては自社が意図しない状況で起こる着信トラフィック増大に対して設備投資をせざるを得ない、いわゆる「掛けられ損」とういう状況が発生すると思われますので、これを救うための施策が必要だと思っていますので当社案を提案いたします。（前出の2社間SIPセッション数（出セッション管理）に応じた費用負担制度のこと）
1-2	精算システムの改修	構造的片務呼の取り扱いをどうするかの結果次第ですが、一般論としては1-2年程度だと考えます。尚、「PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等に関し、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、当該システムの除却損の影響は大きく低減しているとの指摘」に対しては、全事業者が一斉に（2025年に）精算システムを構築したわけではなく、今後の更新時期も各社まちまちであるため（事前構築した事業者は早期に更新を迎える）、正しいとは言えないと考えます。
1-3	接続協定の変更手続き	一般論としてですが、指定電気通信事業者との手続きは半年程度、それ以外の事業者とは3か月程度かかります。
1-4	利用者への周知期間	新たにサービス開発をするのであれば検討からサービスインまで1-2年程度は必要ではないかと考えます。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

4. 論点への回答

項番	項目	回答
1-5	その他	構造的片務呼の取り扱いを決める課題検討会を通して出てきた課題によって今後の対応決定を考えていただくことを希望します。
2-1	激変緩和措置(段階的な接続料の引き下げ)を必要とする理由・目的	ビル＆キープを原則化した際に、小規模事業者全体の影響度合いを予測することは不可能です。(どんなサービスが生まれ、どんなサービスが無くなっていくのか等)※当社の影響数値は1-1に記載しております。どのくらいの影響が出るといったことを実データにより確認することは大変重要であり意義があることと考えます。よって影響を事前に確認するために、市場占有の高い例えば第1種および第2種指定電気通信事業者間のみで原則化を先行実施し※ 、実態の検証をするという方策を提案します。この場合には、いま議論されている形の激変緩和措置は不要ではないかと考えております。 ※法律的に原則化を制定をしなくても2者間合意でビル＆キープの採用ができるという現制度のなかでの対応が可能です。 ルール変化により生まれる事象は机上の議論だけでは想定不可能です。実データから小規模事業者の退出増や音声市場の縮小が加速すると予測される場合には、ビル＆キープ原則化施策自体を見直すこと等の英断も必要だと考えます。
2-2	激変緩和措置の導入により生ずる問題	
3-1	採用すべき手法	前述2-2の考え方です。
3-2	採用すべきでない手法	前述2-2の考え方です。
4-1	採用すべき算定方法	各事業者が共通として用いるベンチマーク値は必要だと考えます。実際原価方式(将来原価方式)が適用されているNTT東西様の接続料をベンチマーク値とすることを提案いたします。
4-2	採用すべきでない算定方法	相対で個社ごとに別々の接続料を決めるという方法は取るべきではないと考えます。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.

4. 論点への回答

2. 長期増分費用（LRIC）方式に代わる手法の在り方への意見

回答

ビル＆キープの対象は一般呼（双務呼）に限られ、構造的片務呼には適用されない認識です。その場合には事業者間での精算業務が残ります。その際に事業者間の不公平感が起こらない全社で利用できる共通の接続料が必要だという考えです。
しかしながら構造的片務呼の取り扱いや精算方法が決まっていない現段階では、上記に関しても確定させることは難しいと理解しております。

Copyright © 2026 IPSPRO, Inc. All Rights Reserved.